

社会福祉法人京都老人福祉協会

役員等報酬規定

(趣旨)

第1条

この規定は社会福祉法人京都老人福祉協会の役員報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第2条

本規定における役員とは定款に定められた理事及び監事のうち、法人経営を分掌するため実際に勤務する者をいい、評議員を併せて役員等という。

(改廃)

第3条

本規定の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(決定方法)

第4条

役員報酬等は理事会でその総額の上限を決定し分配について協議した上で役員各人別の報酬額を理事長が決定する。

(報酬体系)

第5条

報酬体系は常勤の役員報酬及び役員賞与をいう。職員兼務理事は職員分と役員分とに区分する。

(決定基準)

第6条

役員報酬は職員給与の最高額及び世間相場を勘案して役員職位ごとに基準額を決定する。但し業績、担当職務、職務執行能力を勘案し役員には別表に定める額を減額して支給する事がある。

(役員の報酬の算定標準額)

第7条

役員報酬の算定は、次の通りとする。

理事長	600万
副理事長	500万
常務理事	400万
理事	200万

	報酬
外部理事出席報酬	12,000
業務報酬(4時間未満)	12,000
業務報酬(4時間以上)	22,000

2. 役員報酬の総額は、1,600万円までとする。

(評議員の報酬)

第8条

評議員が、評議員会以外の日において、法人業務及び法人が実施する事業の運営のために業務にあたった場合は、別表1に定める額とする。

別表1

	報酬
評議員会出席報酬	12,000
業務報酬(4時間未満)	12,000
業務報酬(4時間以上)	22,000

(監事の報酬)

第9条

監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2に定める額とする。

別表2

	報酬
理事会出席報酬	12,000
業務報酬(4時間未満)	12,000
業務報酬(4時間以上)	22,000

この規程は2008年6月1日に実施する。

2017年6月1日改定
2018年2月10日改定
2021年3月20日改定
2021年6月16日改定